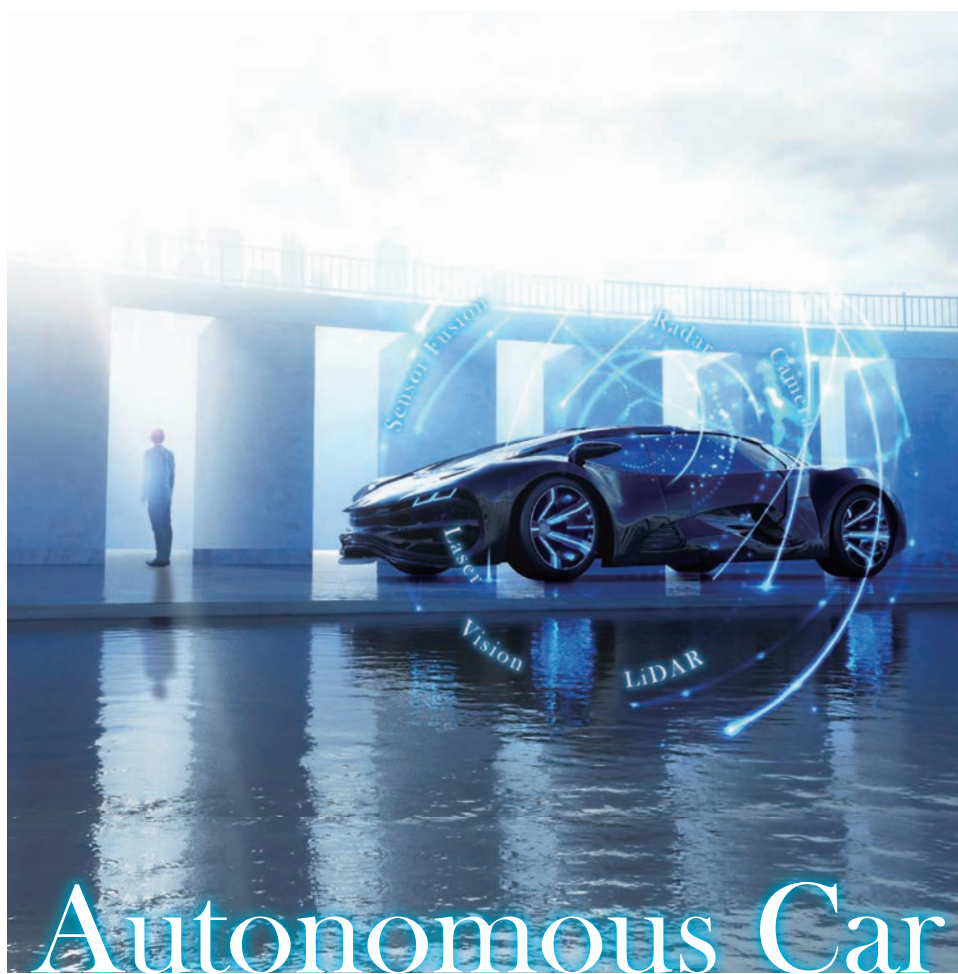


# グローバル自動運転関連株式ファンド (為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし)

追加型投信 / 内外 / 株式



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

フリーダイヤル: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。  
 グローバル自動運転関連株式ファンド(為替ヘッジあり)：(為替ヘッジあり)  
 グローバル自動運転関連株式ファンド(為替ヘッジなし)：(為替ヘッジなし)

## 委託会社の概要

|                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 委託会社名              | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社    |
| 設立年月日              | 1985年7月15日              |
| 資本金                | 20億円(2019年4月26日現在)      |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 9兆8,189億円(2019年4月26日現在) |

## 商品分類

| 商品分類    |        |                   |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
| 追加型     | 内外     | 株式                |

| ファンド名     | 属性区分                         |      |                  |                  |               |
|-----------|------------------------------|------|------------------|------------------|---------------|
|           | 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象地域           | 投資形態             | 為替ヘッジ         |
| (為替ヘッジあり) | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般)) | 年1回  | グローバル<br>(日本を含む) | ファンド・オブ・<br>ファンズ | あり<br>(フルヘッジ) |
| (為替ヘッジなし) |                              |      |                  |                  | なし            |

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年7月4日に関東財務局長に提出しており、2019年7月5日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## ファンドの目的

自動運転技術の進化・普及により、業績拡大が期待される日本を含む世界の企業の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 自動運転技術の進化・普及により、業績拡大が期待される世界の企業の株式に投資します。

- 自動運転の実現に必要な技術を持つ企業に着目します。



自動運転とは

ドライバー(人間)が行っている様々な運転操作をシステムが行うことを指します。

**2** 実質的な運用は、リサーチ力に強みのあるニューバーガー・バーマン・グループが行います。

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

※投資対象とする外国投資信託の運用は、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー(米国)が行います。

**3** (為替ヘッジあり)と(為替ヘッジなし)の2つのファンドからお選びいただけます。

- (為替ヘッジあり)

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

- (為替ヘッジなし)

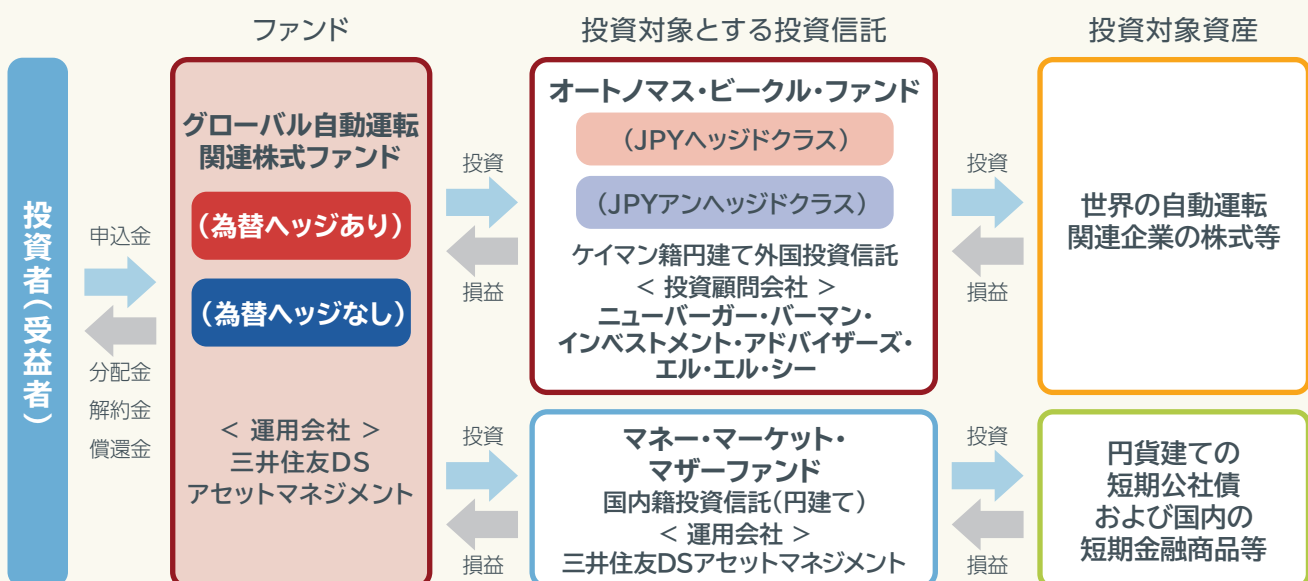
実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

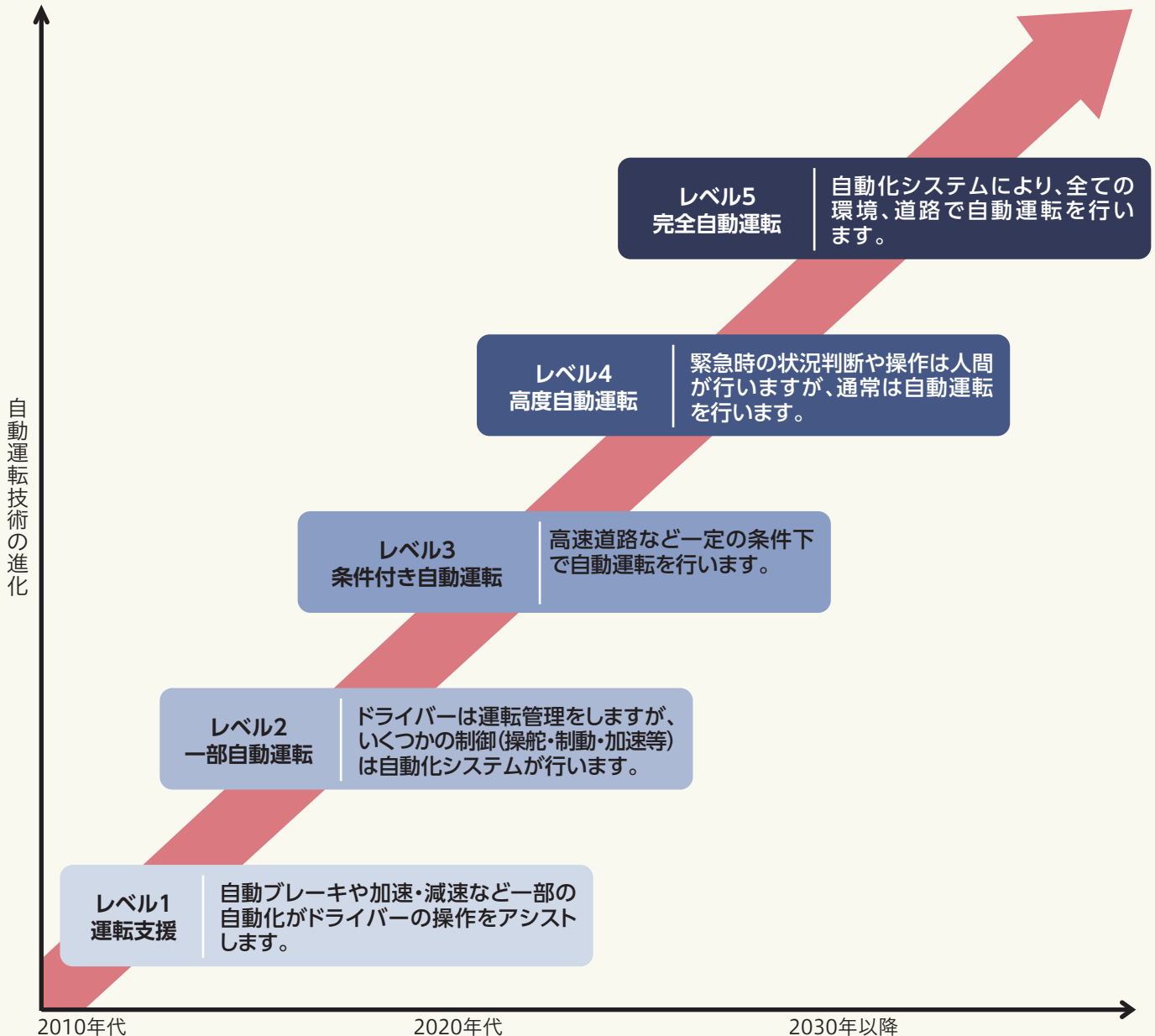


※「オートノマス・ビークル・ファンド(JPYヘッジドクラス) / (JPYアンヘッジドクラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は世界の自動運転関連企業の株式となります。

## 進化する自動運転技術

- 安全性が確保された「車社会」の実現に向け、各自動車メーカーは、ドライバーの負担を軽減する自動ブレーキなどを搭載した自動運転車の開発に注力しています。
- IT技術やAI技術の進化は目覚ましく、これらを応用した自動運転技術も急速に進化するとみられます。現在の自動運転技術はレベル1~2の水準ですが、まもなくレベル3水準に達する見通しです。
- 自動運転技術はさらに進化し、近い将来、私たちは全く違う「車社会」を目にするかもしれません。

### [ 自動運転技術の推移 ]



(注)自動運転のレベルは国や業界団体などにより異なります。

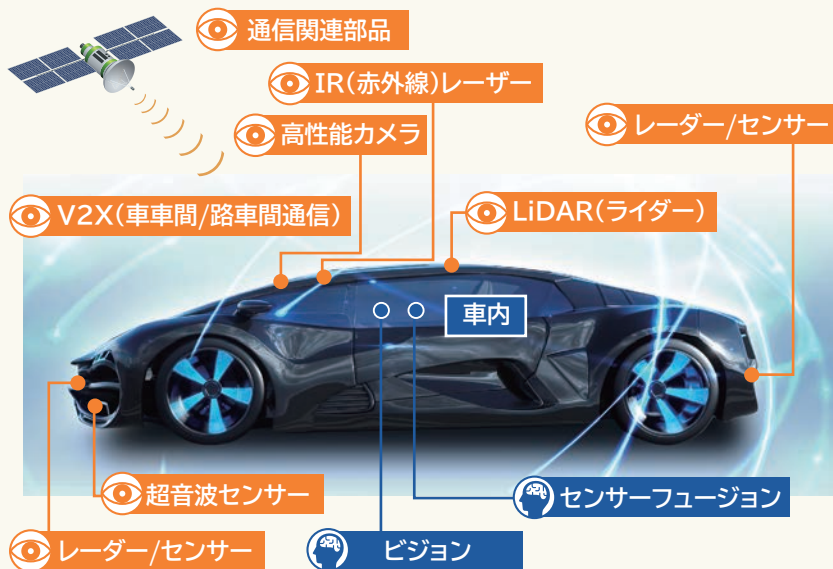
(出所)内閣府等の資料を基に委託会社作成

※上記は理解を深めていただくためのイメージです。

## 自動運転技術の進化で新たな自動車部品が登場

■自動運転技術が進化することでレーダー、センサー類、データ制御関連部品など、新たな自動車部品が登場しています。

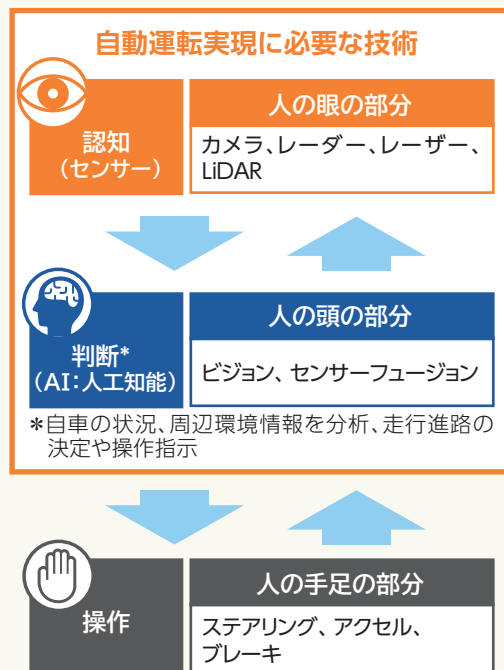
### [ 自動運転車の主な新規部品 ]



(出所) 各種資料を基に委託会社作成

※上記は理解を深めていただくためのイメージです。

### [ 自動運転システムを構成する機能 ]



## 高い自動運転技術を保有する企業に着目

■自動運転車の普及により、カメラやセンサー、アルゴリズム(AI活用)、通信技術などの重要な技術を提供するテクノロジー企業に新たな成長機会が生まれます。

■このような自動車部品のすそ野の広がり恩恵を受け、自動運転の実現に必要な技術を持つ企業に着目します。

### 自動車産業のバリューチェーン

完成車メーカー



大手自動車部品メーカー



半導体・ソフトウェア・電子部品等のサプライヤー



### 自動運転実現に必要な技術

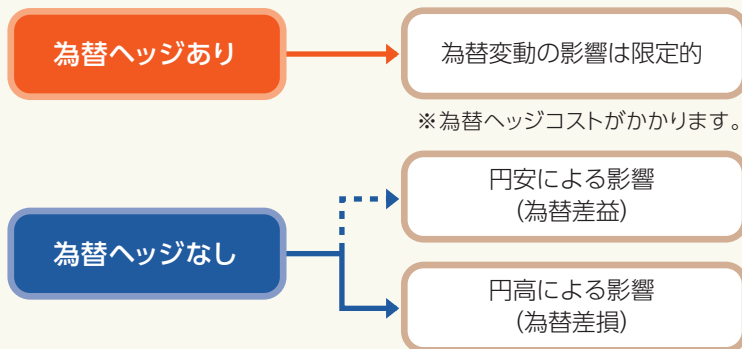
|  |   |
|--|---|
| V2X<br>(車車間/路車間通信)                           | 「車とモノとの通信」の総称(Vehicle-to-everything)。自動車同士、自動車と交通システム(信号機や道路標識など)間で通信を行う技術。                   |
| IR(赤外線)レーザー                                  | 暗視装置(ナイトビジョン)として利用される赤外線カメラ。また、前方車両に取り付けられた赤外線マーカを、後続車両に設置された赤外線カメラを使用して認識するなど赤外線による車車間通信に利用。 |
| レーダー/センサー                                    | 電波による測定技術。自動運転車には、特徴の異なる多種多様なレーダーやセンサーが搭載され、適材適所に使い分けられている。                                   |
| LiDAR(ライダー)<br>(Light Detection and Ranging) | パルス状に照射したレーザー光による散乱光を測定することで、障害物までの距離や三次元形状(立体像)を計測。自動運転車の高度な「眼」となる。                          |
| 超音波センサー                                      | 近距離の障害物を検知、駐車アシストなどに使用。   |
| ビジョン   | 複数のカメラからの画像データを解析し、障害物をより正確に認知する技術。   |
| センサーフュージョン                                   | カメラやレーダーなど複数のセンサーからの情報を組み合わせることにより個々のセンサーの欠陥を補足し、障害物の正確な位置と形態を認知する技術。                         |

(出所) ニューバーガー・バーマン・グループの資料等を基に委託会社作成

※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

## (ご参考)為替ヘッジについて

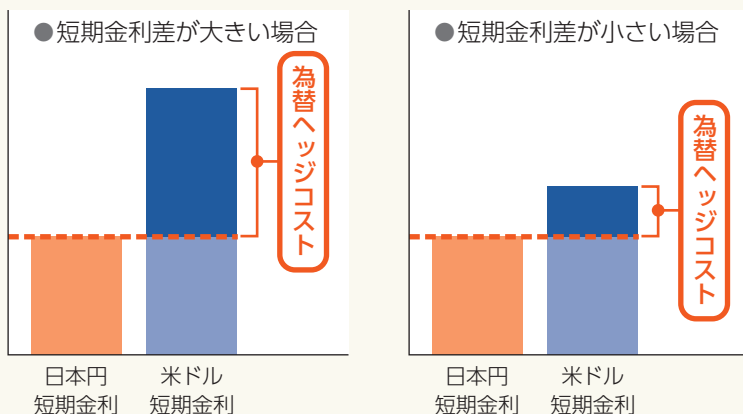
### [ 対円での為替ヘッジの効果 ]



■(為替ヘッジあり)は、実質組入外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替変動の影響は限定的になると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

■対円での為替ヘッジとは、通貨の先渡(フォワード)取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

### [ 為替ヘッジコストのイメージ ]

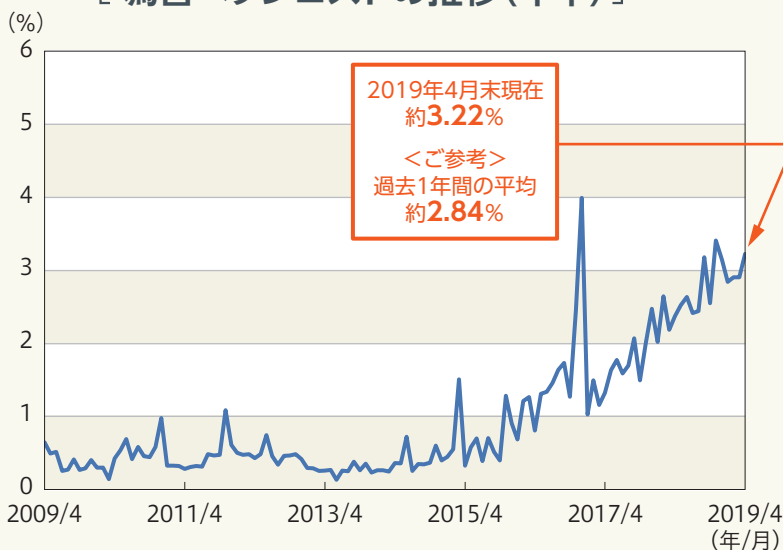


(注) 上記は、対円での為替ヘッジコスト(費用)を説明するイメージです。日本円の短期金利が米ドルの短期金利を上回ると、為替ヘッジプレミアム(収益)となります。

■対円での為替ヘッジには、為替ヘッジコストがかかります。例えば、米ドル売り円買いの為替ヘッジを行う場合、円の短期金利が米ドルの短期金利を下回っているときは、その短期金利差相当分が為替ヘッジコスト\*となります。米国の金利上昇等により日米の短期金利差が拡大した場合、為替ヘッジコストが増加します。

\*通貨の先渡取引等を利用した実際の為替ヘッジコストは、需給要因等により大きく変動することがあります。

### [ 為替ヘッジコストの推移(年率) ]



■日米の金融政策の方向性の違いから、日米の短期金利差が拡大しており、為替ヘッジコストは増加傾向にあります。

(注1) データは2009年4月末～2019年4月末。  
 (注2) 為替ヘッジコストは、各月末時点における米ドル・円のスポットレートと1ヵ月物フォワードレートを用いて算出し年率換算。  
 (出所) 一般社団法人 投資信託協会のデータを基に委託会社作成

※上記は過去のデータを基に委託会社が算出した結果であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。  
 ※上記は米ドルについて記載しています。当ファンドが米ドル以外の通貨に実質的に投資する場合には、当該通貨に対する為替ヘッジを行います。

## 投資対象とする外国投資信託の運用会社について

### [ 運用会社の概要 ]

|        |   |
|--------|---|
| 会社概要   | ニューバーガー・バーマン・グループは1939年創業の米国の独立系運用会社です。 |
| 設立日    | 1939年6月22日                              |
| 運用資産残高 | 約3,226億米ドル(約36兆円)                       |
| 社員数    | 約2,100名                                 |



NEUBERGER BERMAN

本社オフィスビル  
(米国ニューヨーク)

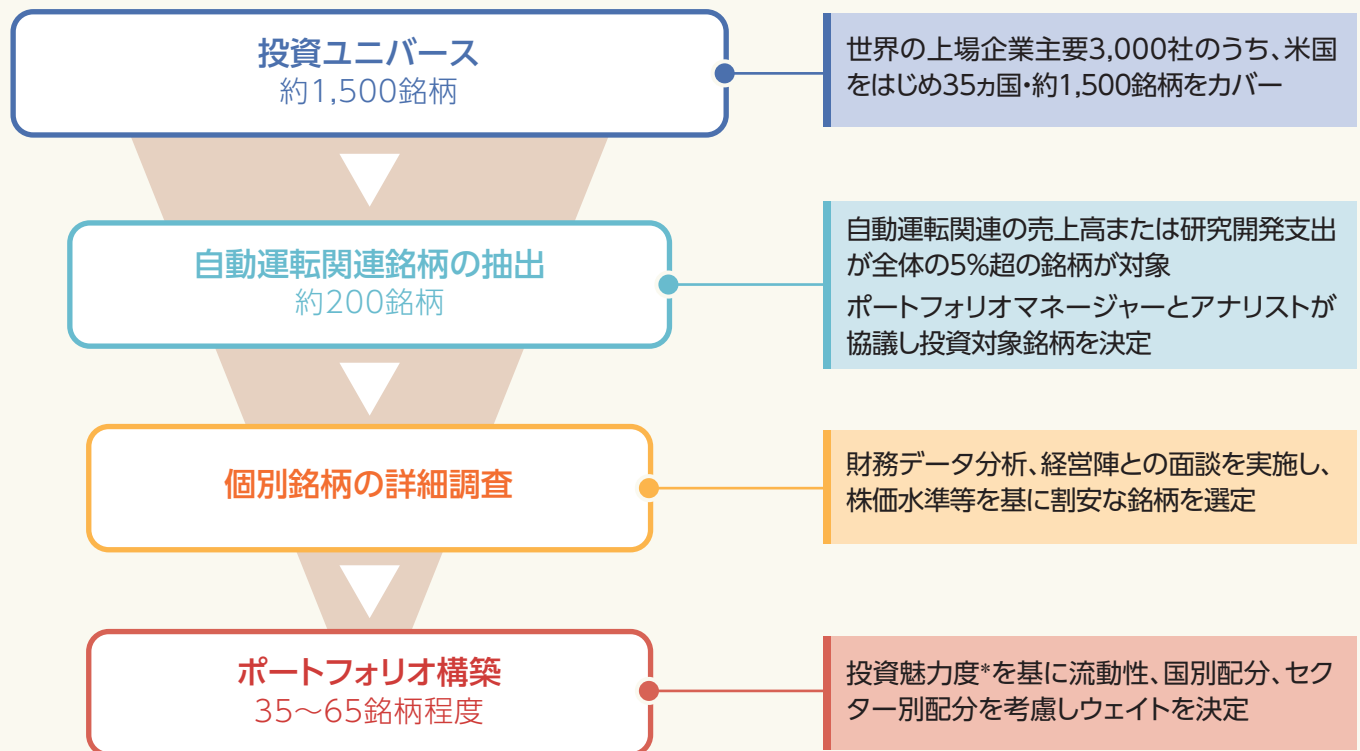
(注) 2019年3月末現在。円換算値は1米ドル=110.77円で換算。  
(出所) ニューバーガー・バーマン・グループ、Bloombergのデータを基に委託会社作成

### [ 運用体制 ]

- 40名のアナリストを擁するグローバル株式調査部門が銘柄選択を担当し、専任のポートフォリオマネージャーがファンドを構築する運用体制となっています。

### [ 運用プロセス ]

- ポートフォリオマネージャーが、アナリストと綿密に連携しポートフォリオを構築、徹底した議論に基づき、テーマとの適合性を検証します。
- 自動運転の実現に必要な技術の競争状況を分析し、投資対象銘柄の絞込みを行います。



\*アナリストが独自に算定した目標株価と現在の株価の差(アップサイド)に基づき、様々なシナリオにおけるリスクや売買流動性を考慮して判断されます。

※上記の運用プロセスは2019年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) ニューバーガー・バーマン・グループの資料を基に委託会社作成

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

## 分配方針

- 年1回(原則として4月10日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の上昇分を勘案して分配を行います。

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



## 追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

### ▶オートノマス・ビークル・ファンド(JPYヘッジドクラス)/(JPYアンヘッジドクラス)

|             |  |
|-------------|--|
| 形 態         | ケイマン籍外国投資信託(円建て)   |
| 主要投資対象      | 主として世界の取引所に上場している株式(預託証券(DR)や上場予定を含みます。)に投資します。  |
| 運用の基本方針     | (共通)<br>自動運転*技術の普及により、業績拡大が期待される企業の株式に投資し信託財産の中長期的な成長を目指します。<br>※ドライバー(人間)が行っている様々な運転操作をシステムが行うことを指します。<br>(JPYヘッジドクラス)<br>外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。<br>(JPYアンヘッジドクラス)<br>原則として対円での為替ヘッジを行いません。 |
| ベンチマーク      | ありません。   |
| 主な投資制限      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 有価証券の空売りは行いません。</li> <li>● 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</li> </ul>  |
| 決算日         | 原則、毎年6月30日   |
| 分配方針        | 毎年4月1日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行う方針です。<br>ただし、分配を行わないことがあります。  |
| 運用報酬等       | 純資産総額に対して年0.66%程度<br>ただし、年間最低報酬額との関係で、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。   |
| 管理およびその他の費用 | ファンドの管理、保管、設立、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。   |
| 申込手数料       | ありません。   |
| 信託財産留保額     | ありません。   |
| 投資顧問会社      | ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー   |
| 購入の可否       | 日本において一般投資者は購入できません。   |

## ▶ マネー・マーケット・マザーファンド

|         |   |
|---------|---|
| 主要投資対象  | 円貨建ての短期公社債および短期金融商品   |
| 運用の基本方針 | 円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。  |
| ベンチマーク  | ありません。  |
| 主な投資制限  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>● 外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul> |
| 決算日     | 原則として毎年3月1日(休業日の場合は翌営業日)  |
| 信託報酬    | ありません。  |
| その他の費用  | 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。               |
| 申込手数料   | ありません。  |
| 信託財産留保額 | 追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.005%  |
| 委託会社    | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社  |
| 受託会社    | 三菱UFJ信託銀行株式会社   |

## 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として内外の株式を投資対象としており、その価格は、保有する株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。



### 価格変動リスク

#### 株式市場リスク…株式の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



### 為替変動リスク

#### (為替ヘッジあり)(為替ヘッジなし)…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

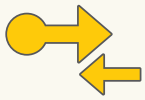
#### (為替ヘッジあり)…為替ヘッジにより、円高が基準価額に与える影響は限定的です

実質外貨建資産に対し原則として対円で為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます(ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。)



### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

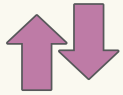
海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



## 市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

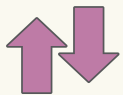
## その他の留意点



### ファンド固有の留意点

#### 特定の業種・テーマへの集中投資に関する留意点

ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄選定を行いますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定の業種・テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該業種・テーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。



### 投資信託に関する留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## リスクの管理体制

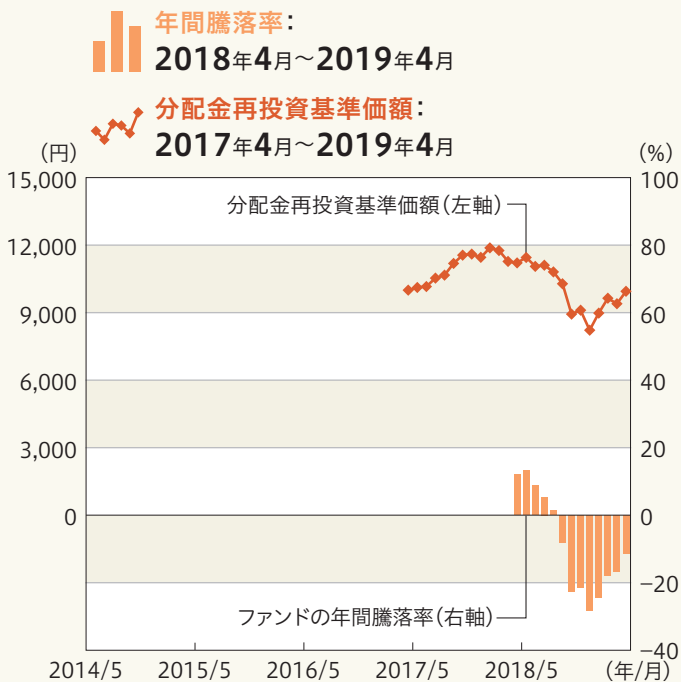
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

■グローバル自動運転関連株式ファンド (為替ヘッジあり)

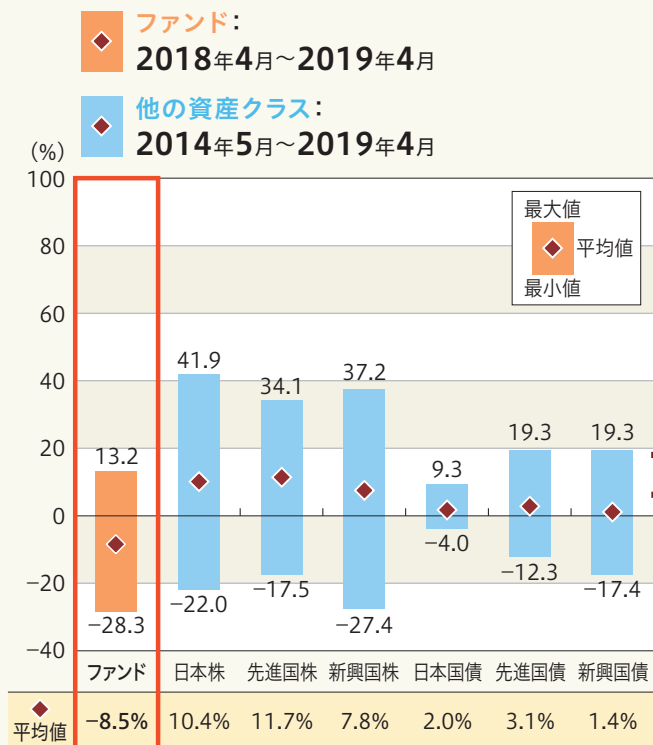
### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

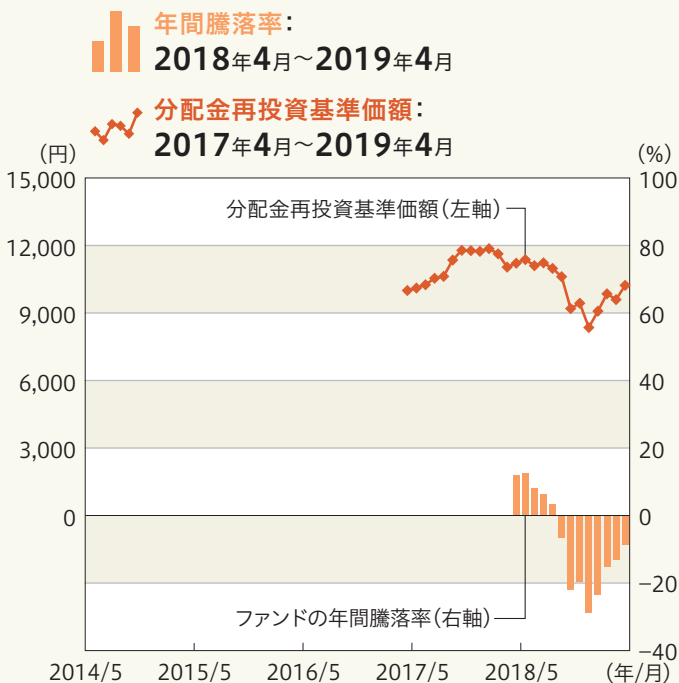
※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## ■グローバル自動運転関連株式ファンド (為替ヘッジなし)

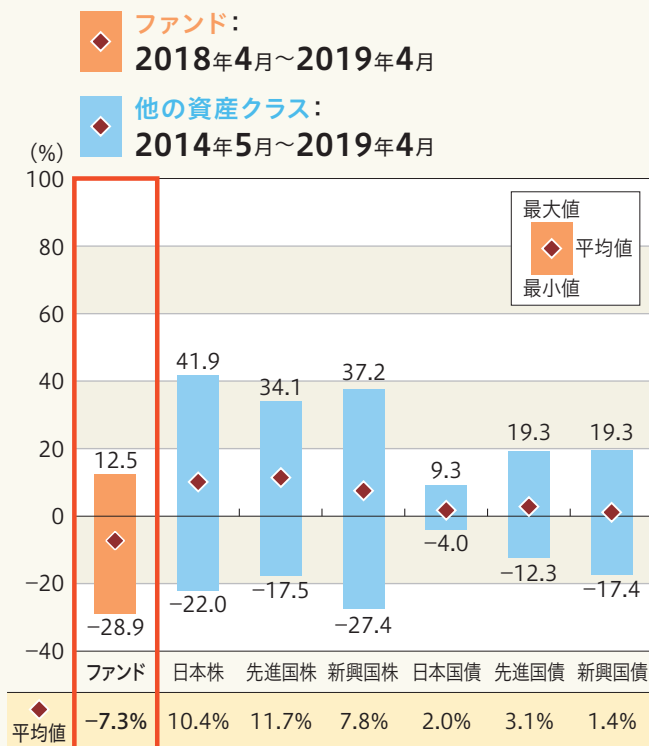
### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

|      |  |
|------|--|
| 日本株  | <b>TOPIX(配当込み)</b><br>株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。                                      |
| 先進国株 | <b>MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)</b><br>MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。                                    |
| 新興国株 | <b>MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)</b><br>MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。                                     |
| 日本国債 | <b>NOMURA-BPI(国債)</b><br>野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。   |
| 先進国債 | <b>FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)</b><br>FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。                        |
| 新興国債 | <b>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)</b><br>J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

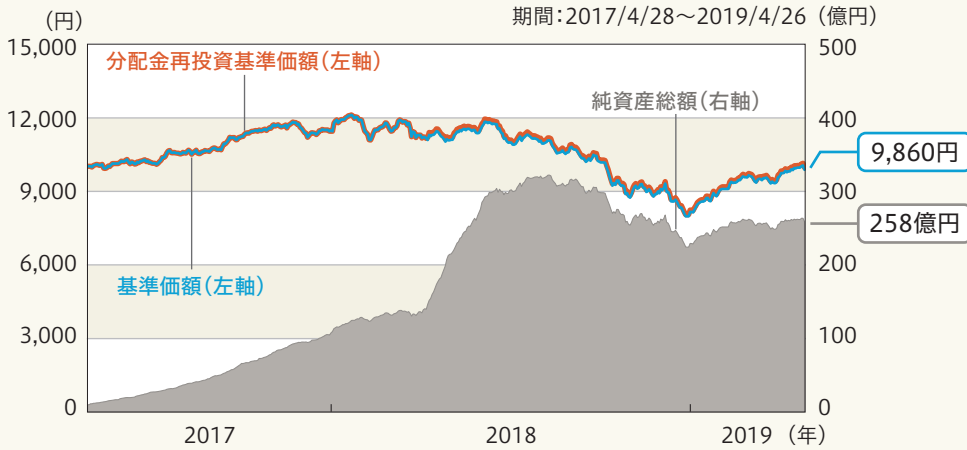
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2019年4月26日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移

### ■グローバル自動運転関連株式ファンド(為替ヘッジあり)

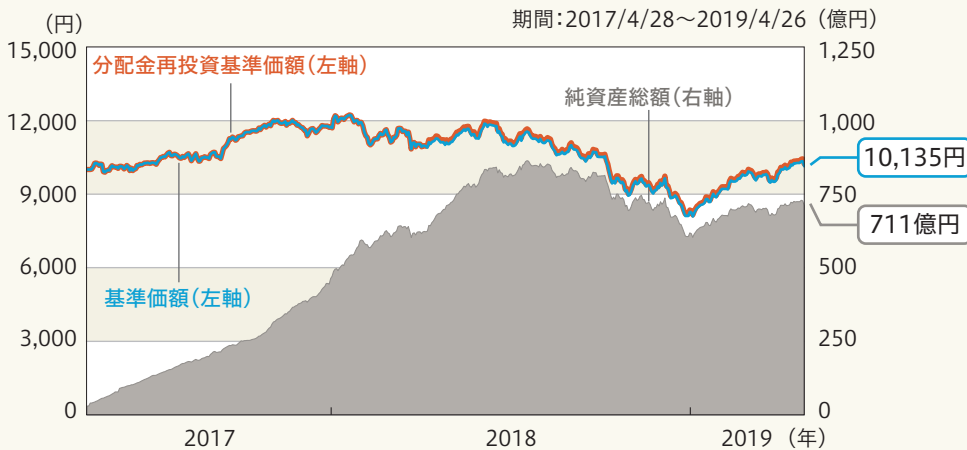


## 分配の推移

| 決算期     | 分配金  |
|---------|------|
| 2019年4月 | 0円   |
| 2018年4月 | 100円 |
| 設定来累計   | 100円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。

### ■グローバル自動運転関連株式ファンド(為替ヘッジなし)



| 決算期     | 分配金  |
|---------|------|
| 2019年4月 | 0円   |
| 2018年4月 | 100円 |
| 設定来累計   | 100円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 主要な資産の状況

### ■グローバル自動運転関連株式ファンド (為替ヘッジあり)

#### 資産別構成

| 資産の種類               | 国・地域   | 比率(%)  |
|---------------------|--------|--------|
| 投資信託受益証券            | ケイマン諸島 | 97.63  |
| 親投資信託受益証券           | 日本     | 0.02   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |        | 2.35   |
| 合計(純資産総額)           |        | 100.00 |

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域   | 種類        | 銘柄名                           | 比率(%) |
|--------|-----------|-------------------------------|-------|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券  | オートノマス・ビークル・ファンド (JPYヘッジドクラス) | 97.63 |
| 日本     | 親投資信託受益証券 | マネー・マーケット・マザーファンド             | 0.02  |

### ■グローバル自動運転関連株式ファンド (為替ヘッジなし)

#### 資産別構成

| 資産の種類               | 国・地域   | 比率(%)  |
|---------------------|--------|--------|
| 投資信託受益証券            | ケイマン諸島 | 97.81  |
| 親投資信託受益証券           | 日本     | 0.02   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |        | 2.17   |
| 合計(純資産総額)           |        | 100.00 |

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域   | 種類        | 銘柄名                             | 比率(%) |
|--------|-----------|---------------------------------|-------|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券  | オートノマス・ビークル・ファンド (JPYアンヘッジドクラス) | 97.81 |
| 日本     | 親投資信託受益証券 | マネー・マーケット・マザーファンド               | 0.02  |

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入る有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## ▶投資対象とする投資信託の現況

### ■オートノマス・ビークル・ファンド (JPYヘッジドクラス)

オートノマス・ビークル・ファンド (JPYアンヘッジドクラス)

当該各投資信託をシェアクラスとして含む「オートノマス・ビークル・ファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄) (2019年4月25日現在)

| 国・地域   | 種類 | 銘柄名                             | 業種               | 比率(%) |
|--------|----|---------------------------------|------------------|-------|
| アメリカ   | 株式 | General Motors Company          | 自動車・自動車部品        | 4.27  |
| アイルランド | 株式 | Aptiv PLC                       | 自動車・自動車部品        | 4.21  |
| オランダ   | 株式 | ASML Holding NV ADR             | 半導体・半導体製造装置      | 4.12  |
| アメリカ   | 株式 | ANSYS, Inc.                     | ソフトウェア・サービス      | 3.69  |
| アメリカ   | 株式 | Trimble Inc.                    | テクノロジー・ハードウェア・機器 | 3.66  |
| アメリカ   | 株式 | Analog Devices, Inc.            | 半導体・半導体製造装置      | 3.60  |
| アメリカ   | 株式 | Altair Engineering Inc. Class A | ソフトウェア・サービス      | 3.60  |
| アメリカ   | 株式 | Ambarella, Inc.                 | 半導体・半導体製造装置      | 3.52  |
| アメリカ   | 株式 | Amphenol Corporation Class A    | テクノロジー・ハードウェア・機器 | 3.12  |
| アメリカ   | 株式 | T-Mobile US, Inc.               | 電気通信サービス         | 3.05  |

※比率は、オートノマス・ビークル・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※ニューバーガー・バーマン・グループから入手した情報を基に委託会社で作成しています。



基準日:2019年4月26日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## ■マネー・マーケット・マザーファンド

### 資産別構成

| 資産の種類               | 国・地域 | 比率(%)  |
|---------------------|------|--------|
| 特殊債券                | 日本   | 73.98  |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |      | 26.02  |
| 合計(純資産総額)           |      | 100.00 |

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

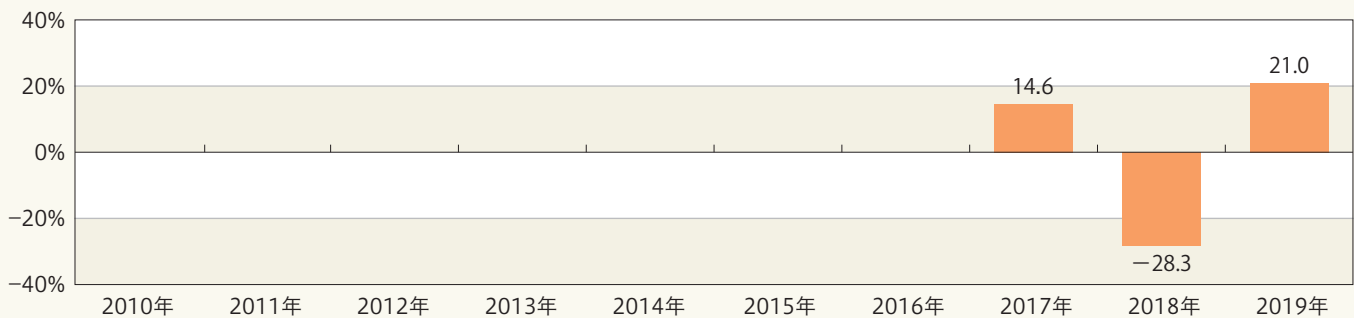
| 国・地域 | 種類   | 銘柄名                       | 利率(%) | 償還期限       | 比率(%) |
|------|------|---------------------------|-------|------------|-------|
| 日本   | 特殊債券 | 第5回政府保証阪神高速道路株式会社債券       | 1.300 | 2020/03/18 | 19.16 |
| 日本   | 特殊債券 | 第95回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 1.200 | 2019/12/27 | 19.09 |
| 日本   | 特殊債券 | 第3回政府保証地方公共団体金融機構債券       | 1.500 | 2019/08/16 | 17.90 |
| 日本   | 特殊債券 | 第8回政府保証地方公営企業等金融機構債券      | 1.500 | 2019/05/24 | 17.84 |

※比率は、マネー・マーケット・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

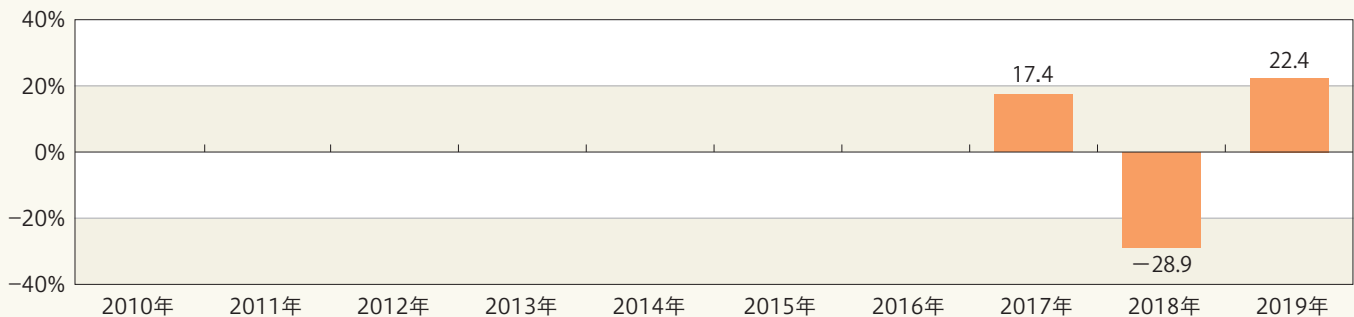
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

### ■グローバル自動運転関連株式ファンド(為替ヘッジあり)



### ■グローバル自動運転関連株式ファンド(為替ヘッジなし)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2017年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2017年4月28日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2019年のファンドの収益率は、年初から2019年4月26日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ

### 購入時

|         |   |
|---------|---|
| 購 入 単 位 | 販売会社または委託会社にお問い合わせください。   |
| 購 入 価 額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。<br>ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。 |
| 購 入 代 金 | 販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。   |

### 換金時

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 換 金 単 位 | 販売会社または委託会社にお問い合わせください。             |
| 換 金 価 額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。             |
| 換 金 代 金 | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。 |

### 申込関連

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 申 込 締 切 時 間                     | 原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。   |
| 購 入 の 申 込 期 間                   | 2019年7月5日から2020年1月7日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                      |
| 申 込 不 可 日                       | ニューヨークもしくは香港の取引所またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。                               |
| 換 金 制 限                         | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。  |
| 購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し | 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。 |

### 決算日・収益分配

|         |  |
|---------|--|
| 決 算 日   | 毎年4月10日(休業日の場合は翌営業日)   |
| 収 益 分 配 | <p>年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。<br/>(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)</p> <p>分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。</p> <p>分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。</p> <p>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。</p> |

## お申込みメモ

| その他           |   |
|---------------|---|
| 信託期間          | 2017年4月28日から2024年4月10日まで  |
| 繰上償還          | 委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。  |
| 信託金の限度額       | (為替ヘッジあり)、(為替ヘッジなし)の合計で3,000億円  |
| 公 告           | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> )に掲載します。  |
| 運用報告書         | 交付運用報告書は、毎決算時作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。<br>なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。  |
| 基準価額の<br>照会方法 | ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、以下のように掲載されます。<br>(為替ヘッジあり) G自動運転有<br>(為替ヘッジなし) G自動運転無  |
| スイッチング<br>その他 | 販売会社によっては、(為替ヘッジあり)および(為替ヘッジなし)の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。  |
| 課税関係          | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除の適用はありません。<br>※上記は、2019年4月26日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 |

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

#### 購入時・換金時

|         |   |
|---------|---|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>3.24%*(税抜き3.0%)を上限</b> として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>*消費税率が10%となった場合は3.3%となります。<br>購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。  |

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### 保有時

| 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンド  | ファンドの純資産総額に <b>年1.2204%*(税抜き1.13%)</b> の率を乗じた額が毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。<br>*消費税率が10%となった場合は年1.243%となります。<br><信託報酬の配分(税抜き)>   |     |       |       |      |        |               |      |        |   |      |        |                                 |
|------------------|---|--|-----|-------|-------|------|--------|---------------|------|--------|---|------|--------|---------------------------------|
|                  |   | <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.35%</td> <td>ファンド運用の指図等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.75%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> ※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。 | 支払先 | 料率    | 役務の内容 | 委託会社 | 年0.35% | ファンド運用の指図等の対価 | 販売会社 | 年0.75% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | 受託会社 | 年0.03% | ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
|                  |   | 支払先  | 料率  | 役務の内容 |       |      |        |               |      |        |   |      |        |                                 |
| 委託会社             | 年0.35%  | ファンド運用の指図等の対価  |     |       |       |      |        |               |      |        |   |      |        |                                 |
| 販売会社             | 年0.75%  | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価  |     |       |       |      |        |               |      |        |   |      |        |                                 |
| 受託会社             | 年0.03%  | ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価  |     |       |       |      |        |               |      |        |   |      |        |                                 |
| 投資対象とする<br>投資信託  | 年0.66%程度  |  |     |       |       |      |        |               |      |        |   |      |        |                                 |
| 実質的な負担           | ファンドの純資産総額に対して <b>年1.8804%*(税抜き1.79%)程度</b><br>*消費税率が10%となった場合は年1.903%となります。  |  |     |       |       |      |        |               |      |        |   |      |        |                                 |
| その他の費用・手数料       | 上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。 |  |     |       |       |      |        |               |      |        |   |      |        |                                 |

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

### ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
|----------|-------------------------------|

#### 換金(解約)時及び償還時

|          |  |
|----------|--|
| 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |
|----------|--|

※上記は、2019年4月26日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。